

四半期報告書

(第21期第2四半期)

自 平成28年7月1日

至 平成28年9月30日

日本通信株式会社

(E04473)

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	5
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	7
(4) ライツプランの内容	7
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	8
(6) 大株主の状況	8
(7) 議決権の状況	9

2 役員の状況	9
---------	---

第4 経理の状況 10

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	11
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	13

四半期連結損益計算書

第2 四半期連結累計期間	13
--------------	----

第2 四半期連結会計期間	14
--------------	----

四半期連結包括利益計算書

第2 四半期連結累計期間	15
--------------	----

第2 四半期連結会計期間	16
--------------	----

(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	17
-----------------------	----

2 その他	21
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報 21

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月10日
【四半期会計期間】	第21期第2四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）
【会社名】	日本通信株式会社
【英訳名】	Japan Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福田 尚久
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03-5776-1700
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務 片山 美紀
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03-5776-1700
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務 片山 美紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第20期 第2四半期連結 累計期間	第21期 第2四半期連結 累計期間	第20期
会計期間	自平成27年4月1日 至平成27年9月30日	自平成28年4月1日 至平成28年9月30日	自平成27年4月1日 至平成28年3月31日
売上高 (第2四半期連結会計期間) (千円)	2,393,496 (1,436,270)	1,382,078 (698,611)	4,109,488
経常損失 (千円)	△168,243	△581,340	△1,993,754
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失(△) (第2四半期連結会計期間) (千円)	△163,266 (34,070)	△625,842 (△285,548)	△2,158,512
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△176,101	△654,786	△2,191,131
純資産額 (千円)	4,719,442	3,292,569	2,703,574
総資産額 (千円)	8,191,721	5,864,479	5,763,681
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期(当期)純損失金額(△) (第2四半期連結会計期間) (円)	△1.16 (0.24)	△4.39 (△1.98)	△15.36
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	57.0	54.8	46.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△786,422	△134,272	△1,206,703
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△1,403,547	△135,492	△1,547,109
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	529,562	813,257	22,838
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	2,614,384	1,986,689	1,502,694

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれていません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載していません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び連結子会社7社(以下、「当社グループ」という)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当社は、平成28年4月15日に、ヨーロッパの携帯網を使用するMVNO事業を展開する事業子会社として、JCI Europe Communications Limited(略称:JCI ヨーロッパ、海外事業)をアイルランドで設立しました。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しています。詳細は、「第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりです。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクは、次のとおりです。

なお、文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

また、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2事業の状況 4 事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。

(7) その他

④ 新株予約権（第三者割当て）による株式の希薄化について

当社は、平成28年7月12日開催の取締役会決議に基づき、平成28年7月28日に第3回新株予約権（第三者割当て）210,000個（21,000,000株）を発行しました。当該新株予約権の行使期間は平成30年7月28日までであり、当第2四半期連結会計期間の末日現在の当該新株予約権の潜在株式数は14,070,000株となっています。当該新株予約権が行使された場合、当社の1株当たりの株式価値が希薄化し、株価に影響を及ぼす可能性があります。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

(日本事業)

当第2四半期連結累計期間におけるMVNO市場は、昨年度に引き続き堅調に推移しています。総務省によれば、2016年3月末時点の移動系通信の契約数に占めるSIMカード型MVNOの契約数比率は4.0%でしたが、同年6月末時点では4.5%に伸長しています。また、MVNO事業者数も、2016年3月末時点の551事業者から同年6月末には580事業者に増加しています。このように、MVNO市場は成長過程にあるものの、業界関係者からは、収益力の低い事業モデルであるという評価を受けています。これは、最近までわずか3～4事業者しか存在しなかった携帯市場に、極めて短期間に多くの事業者が参入した結果、600近い事業者が格安SIMという単一商品を販売する過当競争に陥っているためです。

当社は、このような現状を踏まえ、今年の1月に発表した新事業戦略を推進しています。すなわち、自らMVNO事業者として顧客開拓を行うだけでなく、イネイブラーとして、MVNO事業者、メーカーまたはシステムインテグレータに対して、通信サービス、ソリューション、その他業務受託サービスを提供することに集中していく戦略です。今日のMVNO事業者は、当社を含め、自らネットワーク設備を保有し、通信サービスおよび商品を開発し、販売または販売チャネルのサポートを行うというように、全ての業務を一社で提供しています。しかしながら、多くのMVNO事業者が存在する今日では、適切な分業を図り、自らの強みに集中し、弱い部分はその領域に強い事業者と提携することで、全体としての事業効率を高める必要があります。これを早期に実現しなければ、MVNO市場が本格的な成長を遂げることはできません。

この観点で当第2四半期連結会計期間を見ますと、格安SIM関連の事業において、当該事業の売上高に占めるイネイブラー比率は、前年同四半期は0.3%でしたが、当四半期は、13.6%に成長しています。現時点では、当社がMVNOとして直接顧客にサービスを提供する従来型のMVNO事業が86.4%を占めていますが、当社は、この比率をなるべく早く逆転させるべく、引き続きイネイブラー事業を推進していきます。

同様に、MSP（モバイル・ソリューション・プラットフォーム）事業では、前年同四半期は11.7%であったイネイブラー比率は、当四半期には32.8%に増加しました。MSP事業は、様々なIoT案件において、市場全体で試行錯誤が続いており、ノウハウや経験を積み重ねるために、当社が直接サービスを提供していく必要がありますが、当社はパートナー開拓に注力し、パートナー経由で案件を獲得しているため、結果としてイネイブラー比率が増加しています。

また、当社はイネイブラー事業の大きな柱として、ドコモ以外の携帯事業者のネットワーク調達を進めています。前述の通り、SIMカード型MVNOのシェアは2016年6月末時点で4.5%ですが、その多くはドコモのMVNOであり、ドコモが販売した携帯端末で格安SIMを使用している利用者です。日本において最も人気の高い携帯端末であるiPhoneは、ソフトバンクが最初に日本で販売したため、ソフトバンクでiPhoneを購入し、現在も使い続けている利用者は推定2千万人に達しています。しかしながら、現在数多く販売されている格安SIMは、旧モデルのiPhoneでは使用できず、従前購入したiPhoneを使い続けながら格安SIMに移行して月額通信コストを下げるという選択肢は存在しないのです。格安SIMのメリットは報道等で周知されていますが、まだ、誰もが使うことができるという状況には至っていません。

このような状況を踏まえ、当社は、2015年8月にソフトバンクにレイヤー2接続を申し入れ、時間をかけながらも順調に協議を重ねてまいりました。しかし、ソフトバンクは、一転し、当社が申し入れた接続には応じられないとして、接続拒否の姿勢を明確にしたため、当社は2016年9月、総務省に接続協定に関する命令を申立てました。この問題が解決した場合、格安SIMの市場規模はほぼ倍増しますが、当社はそれまでに販売力を持つ事業者との提携を強化し、ソフトバンク版の格安SIMの発売と同時に積極的な市場展開を仕掛けるべく、準備を進めています。ドコモの格安SIMは当社が市場を生み、業界の成長を見守る役割に徹しましたが、ソフトバンクの格安SIMに関しては、サービス提供が可能になり次第、最大シェアを目指します。

(海外事業)

当社は現在、米国においてMVNO事業を展開するとともに、欧州におけるMVNO事業の準備を進めています。米国におけるMVNO事業は、主に金融機関向けの無線専用線（注：「無線専用線」は当社の登録商標です）を軸に、POS向け等の関連分野への展開、さらには教育向けや小売店舗等の設置型金庫のマネジメント等に領域を横展開しています。戦略は日本と同様で、当社が直接サービスを提供することでノウハウを獲得し、技術開発を行い、実績を重ね、その実績をもとにパートナーを開拓し、パートナーによる販売拡大を狙うというものです。米国事業においては、当社が開発したソリューション、具体的には無線専用線を活かした教育分野向けSecurED（セキュア・エド）等を大手携帯キャリアの法人営業が仕入れて拡販しています。前年同四半期には32.0%だったイネイブラー比率は、当四半期には40.0%に成長しており、引き続きイネイブラー比率を高める戦略を遂行しながら売上拡大を図ってまいります。

また、2016年4月にダブリン（アイルランド）に欧州子会社を設立したことで、欧州の携帯事業者との接続協議を加速しています。特に欧州では、MVNOが独自のSIMを発行し、携帯事業者とは異なるサービスを提供す

る、いわゆるフルMVNOという事業形態が可能になっています。当社は、日本においてフルMVNOを実現する取り組みを進めながら、欧州及び米国においても同様の取り組みを進めており、今年度内に合意を締結する予定です。この取り組みが実現すれば、当社は、世界のどこでも無線専用線という当社にしかできないサービスを提供することができます。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は1,382百万円（前年同四半期は2,393百万円）となりました。営業損失は612百万円（前年同四半期は143百万円）、経常損失は581百万円（前年同四半期は168百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は625百万円（前年同四半期は163百万円）となりました。

（2）資産、負債及び純資産の状況

（資産）

当第2四半期連結会計期間末における流動資産は4,438百万円となり、前連結会計年度末に比べ135百万円増加しました。これは主に現金及び預金が483百万円増加した一方、売掛金が117百万円、商品が53百万円、未収入金が51百万円減少したことによるものです。固定資産は1,417百万円となり、前連結会計年度末に比べ43百万円減少しました。

この結果、総資産は5,864百万円となり、前連結会計年度末に比べ100百万円増加しました。

（負債）

当第2四半期連結会計期間末における流動負債は2,170百万円となり、前連結会計年度末に比べ136百万円減少しました。これは主に訴訟損失引当金が45百万円増加した一方、買掛金が24百万円、短期借入金が92百万円、一年内返済予定の長期借入金が70百万円減少したことによるものです。固定負債は400百万円となり、前連結会計年度末に比べ351百万円減少しました。これは主に長期借入金が328百万円減少したことによるものです。

この結果、負債は2,571百万円となり、前連結会計年度末に比べ488百万円減少しました。

（純資産）

当第2四半期連結会計期間末における純資産は3,292百万円となり、前連結会計年度末に比べ588百万円増加しました。

この結果、自己資本比率は54.8%（前連結会計年度末は46.0%）となりました。

（3）キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物の四半期末残高は1,986百万円となり、前連結会計年度末に比べ483百万円増加しました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは134百万円の支出（前年同四半期は786百万円の支出）となりました。これは主に税金等調整前四半期純損失626百万円を計上した一方、減価償却費149百万円、売上債権の減少111百万円、たな卸資産の減少50百万円、未収入金の減少51百万円、未収消費税等の減少160百万円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは135百万円の支出（前年同四半期は1,403百万円の支出）となりました。これは主に固定資産の取得によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは813百万円の収入（前年同四半期は529百万円の収入）となりました。これは主に株式の発行による収入によるものです。

（4）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

（5）研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は34百万円です。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	435,000,000
計	435,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年11月10日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	147,583,239	147,583,239	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	147,583,239	147,583,239	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成28年11月1日から当四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれていません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

決議年月日	平成28年7月12日
新株予約権の数(個)	210,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,000,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初 212(注2)(注3)
新株予約権の行使期間	平成28年7月29日から 平成30年7月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 (注4) 資本組入額 (注5)
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「割当株式数」という)は100株とする。

なお、(注3.)により本新株予約権の行使価額((注2.)に定義する)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注3.)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額(以下、「行使価額」という)の修正

行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場

合には、行使価額は、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。ただし、当該効力発生日に係る修正後の行使価額が106円を下回る場合となる場合には行使価額は106円とする。

3. 行使価額の調整

当社は、当社が本新株予約権の発行後、時価を下回る払込金額による普通株式の発行や株式分割等により当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、当該行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る割当株式数で除した額とする。
5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る注記
 - (1) 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当する。
 - (2) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりである。
 - ① 本新株予約権の目的となる株式の総数は21,000,000株、割当株式数は100株で確定しており、株価の上昇または下落により行使価額が修正されても変化しない（ただし、（注）1.）に記載のとおり、割当株式数は、調整されることがある）。なお、株価の上昇または下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加または減少する。
 - ② 本新株予約権の行使価額の修正基準
本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値が無い場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。
 - ③ 本新株予約権の行使価額の修正頻度
本新株予約権の行使の際に②に記載の条件に該当する都度、修正される。
 - ④ 行使価額の下限
当初106円（ただし、（注）3.）の規定を準用して調整されることがある
 - ⑤ 割当株式数の上限
本新株予約権の目的となる株式の総数は21,000,000株（平成28年5月31日現在の発行済株式総数に対する割合は14.93%）、割当株式数は100株で確定している。
 - ⑥ 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（④に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）
2,272,200,000円（ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある）
 - ⑦ 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている。
 - (3) 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間で締結した取決めの内容
 - ① 当社は、平成28年7月28日以降、その裁量により、本新株予約権の全部または一部につき、行使することができない期間を指定する権利（以下、「停止指定」という）を有している。また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができる。ただし、2年間の行使請求期間のうち最後の1か月間については、停止指定を行うことはできない。
 - ② 当社は、平成29年1月29日以降いつでも、当社取締役会において決議し、かつ割当先に対して法令に従って通知することにより、本新株予約権の要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、割当先の保有する本新株予約権の全てを取得することができる。割当先は、当社と割当先との間で締結した第三者割当契約により、上記通知がなされた日の翌日以降、本新株予約権の行使を行うことができない。

- ③割当先は、平成30年7月6日以降同年7月20日までの間に当社に対して通知することにより、本新株予約権の買取りを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、割当先の保有する本新株予約権の全てを買取る。
- ④当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換または行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下、「制限超過行使」という）を割当先に行わせない。
- ⑤割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。
- ⑥割当先は、本新株予約権を譲渡する場合、予め譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させる。
- (4) 当社の株券の売買について割当先との間で締結した取決めの内容
該当事項なし
- (5) 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間で締結した取決めの内容
該当事項なし
- (6) その他投資者の保護を図るため必要な事項
割当先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、割当先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第2四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が次のとおり、行使されています。

	第2四半期会計期間 (平成28年7月1日から 平成28年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）	69,300
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数（株）	6,930,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	172.61
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額（千円）	1,196,220
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）	69,300
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	6,930,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	172.61
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（千円）	1,196,220

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年7月1日～ 平成28年7月31日	—	140,623,239	—	2,636,405	—	997,967
平成28年8月1日～ 平成28年8月25日 (注1)	6,930,000	147,553,239	611,220	3,247,625	600,246	1,598,213
平成28年8月26日～ 平成28年9月30日 (注2)	30,000	147,583,239	1,080	3,248,705	1,031	1,599,245

- (注) 1. 新株予約権 (第三者割当て) の行使による増加です。
2. 新株予約権 (ストックオプション) の行使による増加です。

(6) 【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合 (%) (注1)
ユーロクリアー バンク エスエイ エ スプイ (注2) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ 銀行)	1 BOULEVARD DU ROI ALBERT II, B-1210 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	30,206,239	20.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社 (信託口) (注3)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,906,700	1.96
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	2,408,500	1.63
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	2,401,200	1.62
宇津木 卯太郎	東京都八王子市	2,132,800	1.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社 (信託口) (注3)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,027,500	1.37
三田 聖二 (注4)	東京都港区	1,498,300	1.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社 (信託口5) (注3)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,445,200	0.97
池田 誠二	東京都台東区	1,433,300	0.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社 (信託口3) (注3)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,424,700	0.96
計	—	47,884,439	32.44

- (注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てています。
2. 当該株主の持株数のうち、16,074,500株は、エル ティ サンダ ビー・ヴィー・ビー・エー (当社代表取締役会長三田聖二が議決権の過半数を保有しています) が保有しています。
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5) 及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口3) の所有株式は、すべて信託業務に係る株式です。
4. 当社代表取締役会長です。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 15,000	—	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式。
完全議決権株式 (その他)	普通株式 147,559,600	1,475,596	同上
単元未満株式	普通株式 8,639	—	同上
発行済株式総数	147,583,239	—	—
総株主の議決権	—	1,475,596	—

② 【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
日本通信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	15,000	—	15,000	0.01
計	—	15,000	—	15,000	0.01

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

なお、四半期連結財務諸表規則第64条第3項及び第83条の2第3項により、四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人元和による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,591,694	3,075,689
売掛金	1,148,128	1,030,785
商品	291,835	237,995
貯蔵品	41	50
未収入金	51,015	—
繰延税金資産	218,101	219,588
その他	328,070	209,068
貸倒引当金	△326,261	△334,948
流動資産合計	4,302,625	4,438,230
固定資産		
有形固定資産		
建物	166,701	165,936
減価償却累計額	△61,253	△66,289
建物(純額)	105,448	99,647
車両運搬具	9,803	9,803
減価償却累計額	△9,727	△9,746
車両運搬具(純額)	76	57
工具、器具及び備品	794,242	792,278
減価償却累計額	△704,773	△704,488
工具、器具及び備品(純額)	89,469	87,789
リース資産	307,004	305,842
減価償却累計額	△223,862	△238,124
リース資産(純額)	83,141	67,718
有形固定資産合計	278,136	255,212
無形固定資産		
商標権	3,332	4,017
特許権	25,560	23,106
電話加入権	1,345	1,345
ソフトウェア	490,433	444,030
ソフトウェア仮勘定	500,951	561,948
無形固定資産合計	1,021,624	1,034,447
投資その他の資産		
敷金及び保証金	140,568	128,059
その他	20,726	110
投資その他の資産合計	161,295	128,169
固定資産合計	1,461,055	1,417,829
繰延資産		
社債発行費	—	8,419
繰延資産合計	—	8,419
資産合計	5,763,681	5,864,479

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	159,124	134,820
短期借入金	901,440	808,960
1年内返済予定の長期借入金	764,476	694,464
リース債務	46,485	46,582
未払金	68,444	65,717
未払法人税等	1,168	10,829
前受収益	88,623	96,148
買付契約評価引当金	215,952	191,027
訴訟損失引当金	—	45,000
その他	61,575	77,438
流動負債合計	2,307,290	2,170,988
固定負債		
長期借入金	705,448	377,222
リース債務	47,368	23,700
固定負債合計	752,816	400,922
負債合計	3,060,106	2,571,910
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,636,405	3,248,705
資本剰余金	997,967	1,599,245
利益剰余金	△1,111,216	△1,737,059
自己株式	△2,191	△2,191
株主資本合計	2,520,965	3,108,700
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	131,292	102,348
その他の包括利益累計額合計	131,292	102,348
新株予約権	51,317	81,520
純資産合計	2,703,574	3,292,569
負債純資産合計	5,763,681	5,864,479

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
売上高	2,393,496	1,382,078
売上原価	1,481,475	1,037,322
売上総利益	912,021	344,756
販売費及び一般管理費	※ 1,055,760	※ 957,630
営業損失(△)	△143,738	△612,874
営業外収益		
受取利息	378	18
有価証券利息	17	—
為替差益	—	36,521
その他	253	2,356
営業外収益合計	649	38,895
営業外費用		
支払利息	7,407	6,411
為替差損	17,743	—
その他	3	949
営業外費用合計	25,154	7,361
経常損失(△)	△168,243	△581,340
特別利益		
新株予約権戻入益	16,559	49
特別利益合計	16,559	49
特別損失		
事業構造改善費用	10,212	—
訴訟損失引当金繰入額	—	45,000
特別損失合計	10,212	45,000
税金等調整前四半期純損失(△)	△161,896	△626,291
法人税、住民税及び事業税	1,370	2,029
法人税等調整額	—	△2,478
法人税等合計	1,370	△448
四半期純損失(△)	△163,266	△625,842
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△163,266	△625,842

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)
売上高	1,436,270	698,611
売上原価	885,953	523,420
売上総利益	550,316	175,190
販売費及び一般管理費	504,150	460,532
営業利益又は営業損失(△)	46,166	△285,341
営業外収益		
受取利息	377	15
有価証券利息	6	—
為替差益	—	6,168
その他	48	200
営業外収益合計	432	6,384
営業外費用		
支払利息	3,779	3,082
為替差損	4,176	—
その他	3	949
営業外費用合計	7,959	4,032
経常利益又は経常損失(△)	38,639	△282,989
特別利益		
新株予約権戻入益	6,329	33
特別利益合計	6,329	33
特別損失		
事業構造改善費用	10,212	—
訴訟損失引当金繰入額	—	2,200
特別損失合計	10,212	2,200
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	34,756	△285,156
法人税、住民税及び事業税	686	391
法人税等合計	686	391
四半期純利益又は四半期純損失(△)	34,070	△285,548
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	34,070	△285,548

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
四半期純損失(△)	△163,266	△625,842
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△12,835	△28,943
その他の包括利益合計	△12,835	△28,943
四半期包括利益	△176,101	△654,786
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△176,101	△654,786

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	34,070	△285,548
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△5,912	△943
その他の包括利益合計	△5,912	△943
四半期包括利益	28,158	△286,491
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	28,158	△286,491

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失(△)	△161,896	△626,291
減価償却費	149,491	149,111
受取利息及び受取配当金	△378	△18
有価証券利息	△17	—
支払利息	7,407	6,411
新株予約権戻入益	△16,559	△49
為替差損益(△は益)	△11,279	△30,389
売上債権の増減額(△は増加)	120,739	111,368
たな卸資産の増減額(△は増加)	56,917	50,012
仕入債務の増減額(△は減少)	△591,741	△23,494
未収入金の増減額(△は増加)	△49,538	51,015
前受収益の増減額(△は減少)	△29,186	7,710
未払又は未収消費税等の増減額	△116,546	160,832
その他	△133,817	659
小計	△776,405	△143,120
利息及び配当金の受取額	395	377
利息の支払額	△7,454	△6,237
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△2,958	14,707
営業活動によるキャッシュ・フロー	△786,422	△134,272
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△66,396	△8,230
無形固定資産の取得による支出	△242,948	△137,919
定期預金の預入による支出	△1,089,000	—
敷金及び保証金の差入による支出	△5,466	△4,200
敷金及び保証金の回収による収入	264	14,858
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,403,547	△135,492
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	992,160	—
長期借入金の返済による支出	△508,098	△398,238
株式の発行による収入	34,624	1,197,630
新株予約権の発行による収入	35,184	37,014
リース債務の返済による支出	△24,307	△23,148
財務活動によるキャッシュ・フロー	529,562	813,257
現金及び現金同等物に係る換算差額	△32,800	△59,497
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△1,693,207	483,995
現金及び現金同等物の期首残高	4,307,591	1,502,694
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 2,614,384	※ 1,986,689

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

第1四半期連結会計期間より、新たに設立したJCI Europe Communications Limitedを連結の範囲に含めていません。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

なお、この変更による当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しています。

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

訴訟等

当社は、平成20年8月に当社が加賀ハイテック株式会社(現 加賀ソルネット株式会社(平成28年4月1日付合併により訴訟承継)(以下、「加賀」という))に売り渡したb-mobile 3G(以下、「本件製品」という)について、加賀から、平成25年11月29日付訴状により、債務不履行解除による買受代金相当額の返還を請求されています。

なお、本件製品については、平成21年6月、加賀から売買契約の解除およびこれに伴う買受代金相当額の返還を請求する訴訟(以下、「前訴」という)が提起されましたが、平成24年8月の上告棄却により、加賀の敗訴が確定しています。

今般、加賀は、前訴の敗訴確定を受け、平成24年10月以降に本件製品の在庫を販売したところ、通信ができないことが判明したとして、本件訴訟を提起したものです。

当社は、当社が加賀に売り渡した本件製品は正常な通信機能を備えていたこと、当社と加賀との間の継続的取引関係および信頼関係は、加賀の強固な販売拒絶および前訴提起によって破壊されたのであって、本件製品に通信機能を維持する義務は失われていること、いずれにしても、本件訴訟は前訴の蒸し返しである旨を主張して争っています。

しかしながら、平成28年9月30日の第一審判決は、加賀の請求を一部認容し、当社に3億4,209万5,000円の支払いを命じたので、当社は、平成28年10月3日、直ちに控訴し、控訴審において、引き続き、全面的に争っていく方針です。

本件訴訟の結果によっては、当社に損害が発生する可能性はありますが、現時点で偶発債務の総額を合理的に算出することはできません。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は、次のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
給料手当	349,977千円	429,503千円
貸倒引当金繰入額	—	8,432

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
現金及び預金勘定	3,703,384千円	3,075,689千円
預入期間が3ヶ月を超える又は担保に供し ている定期預金	△1,089,000	△1,089,000
現金及び現金同等物	2,614,384	1,986,689

(株主資本等関係)

株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成28年7月28日にクレディ・スイス証券株式会社に対して発行した第3回新株予約権（第三者割当て）の権利行使による新株式発行等により、当第2四半期連結累計期間において資本金が612,300千円、資本準備金が601,277千円増加し、当第2四半期連結会計期間末において、資本金が3,248,705千円、資本剰余金が1,599,245千円となっています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間（自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	日本事業	海外事業	計
売上高			
外部顧客への売上高	2,210,085	183,411	2,393,496
セグメント間の内部売上高又は 振替高	—	—	—
計	2,210,085	183,411	2,393,496
セグメント利益又は損失（△）	415,148	△14,029	401,118

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	401,118
セグメント間取引消去	—
全社費用（注）	△552,216
ソフトウェアの調整額	7,358
四半期連結損益計算書の営業損失（△）	△143,738

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費です。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

Ⅱ 当第2四半期連結累計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	日本事業	海外事業	計
売上高			
外部顧客への売上高	1,235,590	146,487	1,382,078
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—
計	1,235,590	146,487	1,382,078
セグメント損失（△）	△64,071	△1,025	△65,097

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、ヨーロッパにおける事業子会社をアイルランドで設立したことに伴い、報告セグメントを従来の「日本事業」「米国事業」から、「日本事業」「海外事業」に変更しています。なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき表示しています。

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

利益	金額
報告セグメント計	△65,097
セグメント間取引消去	—
全社費用（注）	△555,089
ソフトウェアの調整額	7,312
四半期連結損益計算書の営業損失（△）	△612,874

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費です。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額	△1円16銭	△4円39銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額(千円)	△163,266	△625,842
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失金額(千円)	△163,266	△625,842
普通株式の期中平均株式数(株)	140,385,981	142,269,878
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	平成28年7月28日発行の新株予約権 第3回新株予約権(第三者割当て) 普通株式 14,070,000株

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載していません。

2【その他】

訴訟

当社は、平成20年8月に当社が加賀ハイテック株式会社(現 加賀ソルネット株式会社(平成28年4月1日付合併により訴訟承継)(以下、「加賀」という))に売り渡したb-mobile 3G(以下、「本件製品」という)について、加賀から、平成25年11月29日付訴状により、債務不履行解除による買受代金相当額の返還を請求されています。

なお、本件製品については、平成21年6月、加賀から売買契約の解除およびこれに伴う買受代金相当額の返還を請求する訴訟(以下、「前訴」という)が提起されましたが、平成24年8月の上告棄却により、加賀の敗訴が確定しています。

今般、加賀は、前訴の敗訴確定を受け、平成24年10月以降に本件製品の在庫を販売したところ、通信ができないことが判明したとして、本件訴訟を提起したものです。

当社は、当社が加賀に売り渡した本件製品は正常な通信機能を備えていたこと、当社と加賀との間の継続的取引関係および信頼関係は、加賀の強固な販売拒絶および前訴提起によって破壊されたのであって、本件製品に通信機能を維持する義務は失われていること、いずれにしても、本件訴訟は前訴の蒸し返しである旨を主張して争っています。

しかしながら、平成28年9月30日の第一審判決は、加賀の請求を一部認容し、当社に3億4,209万5,000円の支払いを命じたので、当社は、平成28年10月3日、直ちに控訴し、控訴審において、引き続き、全面的に争っていく方針です。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月10日

日本通信株式会社

取締役会 御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 星山 和彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山野井 俊明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本通信株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本通信株式会社及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

会社の平成28年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成27年11月16日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成28年6月29日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月10日
【会社名】	日本通信株式会社
【英訳名】	Japan Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福田 尚久
【最高財務責任者の役職氏名】	上席執行役員CFO 横山 裕昭
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長福田尚久及び上席執行役員横山裕昭は、当社の第21期第2四半期（自平成28年7月1日 至平成28年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。